※※ 改定・却下	改定年月 年　月	対象障害児数 （１級）　人 （２級）　人	証書	作成・改訂	平成　・　・ 第　　号

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

（日本工業規格　Ａ列４番）

（裏　　面）

注意

1　⑥及び⑦の欄は、それぞれの父又は母が同じ場合は「同左」と記入してさしつかえありません。

2　⑧の欄は、支給対象障害児の障害による年金の受給について、該当する文字を○で囲んでください。

なお、「障害による年金」とは、厚生年金保険の障害厚生年金又は障害年金、各種共済組合の障害共済年金又は障害年金、労働者災害補償保険の障害補償年金等をいいます。

3　この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。ただし、既に特別児童扶養手当の支給が行われている障害児の障害の程度が増進したことにより特別児童扶養手当の額の改定の請求を行うときは、⑴から⑷までの書類は添える必要がありません。

⑴　支給対象障害児の戸籍の謄本又は抄本とその障害児の属する世帯全員の住民票の写し

⑵　請求者が父又は母である場合であつて、請求者以外の父又は母も支給対象障害児を監護しているときは、その請求者が主としてその障害児の生計を維持していること、又は主としてその障害児を介護していることを明らかにすることができる書類

⑶　請求者が父又は母である場合であつて、支給対象障害児と同居しないでこれを監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類

⑷　請求者が父母以外の者である場合は、支給対象障害児の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者がその障害児を養育していることを明らかにすることができる書類

⑸　支給対象障害児についての医師又は歯科医師の診断書、次の傷病にあるときは、エツクス線直接撮影写真

呼吸器系結核・肺えそ・肺のうよう・けい肺・じん臓結核・胃かいよう・胃がん・十二指腸かいよう・内臓下垂症・動脈りゆう・骨又は関節結核・骨ずい炎・骨又は関節損傷・その他

⑹　特別児童扶養手当証書

4　この請求書についてわからないことがありましたら、市役所、区役所又は町村役場の人によく聞いて下さい。

様式第五号を次のように改める。

様式第五号（第三条関係）

※※ 第　　号	（表　　面）

※経　　由 市区町村名	市区町村 平成　・　・ 受付年月日
市区町村　平成　・　・ 提　　出　　第　　号	市区町村　平成　・　・ 再提出　　第　　号

特別児童扶養手当額改定届

（ふりがな） 受給者の氏名		証書の記号・番号	第　　号

受給者の住所		
支給対象障害児でなくなつた障害児又は障害の程度が低下した支給対象障害児の氏名・生年月日	改　定　の　理　由	理由の発生した年月日
（昭和　年　月　日生） （平成　　）	イ　ロ　ハ　ニ　ホ ヘ　ト　チ　リ	平成　年　月　日
（昭和　年　月　日生） （平成　　）	イ　ロ　ハ　ニ　ホ ヘ　ト　チ　リ	平成　年　月　日

上記のとおり、特別児童扶養手当の額の改定について届け出ます。

平成　年　月　日

氏　名　　（印）

知事
殿
市長

改　定　年　月	対　象　障　害　児　数	証　書　作　成　・　改　訂
※※ 年　月	（１級）　人 （２級）　人	平成　・　・ 第　　号

◎裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。※、※※の欄は記入する必要がありません。字は楷書ではつきり書いて下さい。記名押印に代えて署名することができます。

（日本工業規格　Ａ列４番）

（裏　　面）

注意

1　「改定の理由」の欄は、次に掲げるところにより該当する文字を○で囲んでください。

イ　受給者が支給対象障害児の父又は母である場合であつて、その父又は母に監護されなくなつた。

ロ　父及び母が支給対象障害児を監護している場合において、受給者である父又は母に主として生計を維持されることがなくなつた、又は主として介護されなくなつた。

ハ　受給者が養育者（父母以外の者）である場合であつて、その養育者に養育（同居、監護、生計維持）されなくなつた。

ニ　死亡した。

ホ　日本国内に住所を有しなくなつた。

ヘ　20歳に達した。

ト　障害による年金を受けることができるようになつた。

チ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第３に定める程度の障害の状態に該当しなくなつた。

リ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第３に定める１級に該当する障害の状態から２級に該当する障害の状態に低下した。

2　この届には、特別児童扶養手当証書を添えて出して下さい。

3　すべての支給対象障害児が１のイからチまでのどれかに該当するようになつたときは、手当を受ける資格がなくなりますので、手当資格喪失届を出して下さい。